

平成 23 年 3 月 15 日
瀧野川信用金庫

「平成 23 年東北地方太平洋沖地震にかかる災害に対する金融上の措置」について

今回の平成 23 年（2011 年）東北地方太平洋沖地震においては、東北地方を中心として広い範囲で大きな被害が生じており、お亡くなりになられた方々に対して衷心よりお悔やみ申し上げますとともに、被災された方々には、心からお見舞い申し上げます。

こうした極めて深刻な事態に鑑み、当金庫といたしましては今回の地震による被災者の皆様に対し

- ・ 預金通帳、証書、届出の印鑑等を紛失した場合でも、預金者ご本人様の確認を前提に預金の払い戻しを行うこと、定期預金等の期日前払い戻し等についても、個々のご事情に応じて対応すること
- ・ 被災された個人、法人のお客さまからの新規融資や既存借入の返済等に関するご相談についても柔軟に対応すること
- ・ 今回の災害による障害のため、支払期日が経過した手形については、関係金融機関と適宜話し合いのうえ、取立ができることとすること

などをはじめ、必要な金融上の特別な措置を講じ、被災地域における金融取引の円滑化に万全を期すこととしております。

今後、金融庁、日本銀行からの要請も踏まえ、被災地域における金融及び経済の安定を維持すべく、全力で対応を図って参ります。

以 上